

令和 5 年度名古屋市教育委員会第34号議案

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案 について

1 改正理由・内容

- (1) 組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、全庁的に組織名称に変更が生じるため、規定を整備します。
- (2) 係員級と係長級の間に新たな任用段階として、全庁的に「主任級」を設置することから、主任級の補職名を定めます。
- (3) その他規定を整理します。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和 6 年 3 月 22 日提出 総務部総務課)



名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則（昭和49年名古屋市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（補職名） 第 3 条 教育次長並びに教育委員会事務局に属する部、<u>課、室</u>若しくは係又は公所若しくは公所に属する課<u>若しくは係</u>（<u>係に相当する部を含む。以下同じ。</u>）の長及び職制においてこれらに準ずるものとして定められた職に補せられた職員の補職名は、教育次長及びその所管又は所属する教育委員会事務局に属する部、<u>課、室</u>若しくは係又は公所若しくは公所に属する課<u>若しくは係</u>の名を冠した長又は職	（補職名） 第 3 条 教育次長並びに教育委員会事務局に属する部<u>若しくは課</u>又は公所若しくは公所に属する<u>部若しくは課</u>の長及び職制においてこれらに準ずるものとして定められた職に補せられた職員の補職名は、教育次長及びその所管又は所属する教育委員会事務局に属する部<u>若しくは課</u>又は公所若しくは公所に属する<u>部若しくは課</u>の名を冠した長又は職の名称とする。

の名称とする。 2 <u>事務局付理事、参事、事務局付参事、主幹、事務局付主幹、主査又は事務局付主査</u>に補せられた職員の補職名は、その所属する教育委員会事務局又は教育委員会事務局に属する部、課若しくは室の名を冠した職の名称とする。 3 (略)	2 <u>事務局付担当局長、担当部長、事務局付担当部長、担当課長、事務局付担当課長、課長補佐、事務局付課長補佐又は主任及び職制においてこれらに準ずるものとして定められた職</u>に補せられた職員の補職名は、その所属する教育委員会事務局若しくは教育委員会事務局に属する部若しくは課又は公所若しくは公所に属する部若しくは課の名を冠した職の名称とする。 3 (略)
---	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。